

専有部分の家屋番号		335-1-4 ~ 335-1-69			
表題部 (一棟の建物の表示)		調製	平成14年5月9日	所在図番号	余白
所在	国分寺市本町二丁目 335番地1、335番地16			余白	
建物の名称	オリエント丹野			余白	
① 構造	② 床面積		m	原因及びその日付【登記の日付】	
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付1-2階建	1階	443	94	余白	
	2階	413	55		
	3階	381	34		
	4階	381	34		
	5階	381	34		
	6階	381	34		
	7階	370	93		
	8階	275	52		
	9階	275	52		
	10階	215	93		
	11階	212	48		
	12階	161	86		
	地下1階	439	29		
余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年5月9日		
表題部 (敷地権の目的である土地の表示)					
①土地の符号	② 所在 及び 地番	③地目	④ 地積	m	登記の日付
1	国分寺市本町二丁目335番1	宅地	636	78	昭和62年12月2日
2	国分寺市本町二丁目335番1 6	宅地	247	37	昭和62年12月2日
表題部 (専有部分の建物の表示)				不動産番号	0124000512929
家屋番号	本町二丁目 335番1の6			余白	
建物の名称	1103号			余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積		m	原因及びその日付【登記の日付】
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	11階部分		48 59	昭和54年9月6日新築
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成14年5月9日	
表題部 (敷地権の表示)					
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷地権の割合		原因及びその日付【登記の日付】	
1・2	所有権	394176分の5217		昭和62年12月2日 敷地権 【昭和62年12月2日】	

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

COPY

権利部(甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和54年10月9日 第48608号	所有者 国分寺市本町二丁目9番12号オリエ ント丹野1103号 加茂圭一 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成14年5月9日
2	所有権移転	令和6年11月27日 第51952号	原因 推定令和6年7月13日相続 所有者 神奈川県茅ヶ崎市本村五丁目7番7号 加茂年之
3	所有権移転	令和7年8月8日 第34138号	原因 令和7年8月8日売買 所有者 東京都豊島区池袋二丁目23番4-2 06号 有限会社菊栄商事 会社法人等番号 0400-02-0031 56

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和7年8月8日 第34139号	原因 令和7年8月5日金銭消費貸借令和7年 8月8日設定 債権額 金2,550万円 利息 年2.000% (年365日の日割計算) 損害金 年1.4% (年365日の日割計算) 債務者 東京都豊島区池袋二丁目23番4-2 06号 有限会社菊栄商事 抵当権者 東京都港区南青山三丁目10番43 号 株式会社きらぼし銀行 (取扱店 船橋支店)



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局立川出張所管轄)

令和7年8月27日

東京法務局新宿出張所

登記官

嶋田明彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K06849 (1/1)

2/2

